

様式第6（第2条第1項関係）（平25総省令9・全改、平28総省令23・令元総省令19・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告	
回線数	
年 3月31日現在	
サービスの種類	衛星移動通信サービス
事業者名	
無線設備の規格の種別	回線数
合 計	

- 注1 無線設備規則に定める無線設備の規格の種別ごとに回線数を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が提供している回線数を自らの回線数として含めること。
 - 3 記載する無線設備の規格の種別の数に応じ、項を適宜増減すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。